

北しりべし廃棄物処理広域連合公務災害補償等認定委員会規則

制 定 平成14年7月1日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員その他非常勤職員等の公務災害補償等に関する条例（平成14年北しりべし廃棄物処理広域連合条例第24号。以下「条例」という。）第5条第6項の規定に基づき、公務災害補償等認定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し、その結果を条例第4条第1項に規定する実施機関に通知しなければならない。

- (1) 災害が公務上又は通勤により生じたものであるかどうかについて
- (2) 条例第13条に規定する傷病補償年金の支給対象者として、その障害の状態が条例別表第1に定める等級のいずれに該当するかかどうかについて
- (3) 条例第14条に規定する障害補償年金又は障害補償一時金の支給対象者として、その障害の状態が条例別表第2に定める等級のいずれに該当するかどうかについて

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。